## 八尾市公共建築物等における木材利用基本方針

## (趣旨)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「促進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、大阪府が定めた「大阪府木材利用基本方針」に即して、本市の公共建築物等における必要な事項を定める。

(市内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

- 第2 木材の利用を促進すべき公共建築物は、促進法第2条第1項各号に掲げる建築物で、 次の各号に掲げるものとする。
- (1) 市が整備する建築物で、広く市民一般の利用に供される施設のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1) に準ずる建築物で、促進法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物

(市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)

- 第3 市が整備する公共建築物においては、健康面をはじめ、ヒートアイランドの抑制や炭素の貯蔵等、環境面等における木材の特性を踏まえ、可能な限り木材の利用の検討に努めるものとする。また、公共建築物の模様替え又は改修にあたっても、可能な限り木材の利用の検討に努めるものとする。
- 2 市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いものを中心に、木製備品の導入の検討に努めるものとする。

(その他市内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)

- 第4 市は、公共建築物の整備にあたっては、設置目的や建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用の検討に努めるものとする。
- 2 市は、公共建築物への木材の利用を促進するため、大阪府と連携し、木材関連情報等の収集に努めるものとする。
- 3 市が公共建築物に導入する備品、消耗品等は八尾市グリーン調達方針に基づき、木材製品の導入の検討に努めるものとする。

## 附則

この方針は、令和2年3月31日より施行する。